

2021年8月11日

内閣総理大臣 菅 義偉 殿  
内閣官房長官 加藤 勝信 殿

公務労組連絡会  
議長 桜井 眞吾

## 公務員賃金等に関する要求書

人事院は8月10日、一時金の引き下げ改定などを内容とした勧告及び人事管理に関する報告、育児休業に関する意見の申し出を内閣と国会に対して行いました。

勧告は、私たちの生活と労働実態からすれば非常に不満な内容です。貴職が地域経済の活性化をすすめるのであれば、国家公務員賃金が直接影響する770万人の労働者をはじめ地域経済に及ぼす社会的影響力をふまえ、政府が率先して公務員の大幅賃上げをおこない、社会全体へと波及させていくことが求められています。同時に、人材確保が困難となっていることを踏まえ、長時間労働の根絶など、対策を強化することも重要です。

また、育児休業制度に関する意見の申し出がなされましたが、政府として早急な対応を求めるとともに、両立支援に関する制度を活用できる体制拡充を図るよう求めます。

非常勤職員は、民間労働者に適用されている無期転換権がなく、機械的に公募にかけられるなど、常に雇用不安にさらされています。地方自治体の会計年度任用職員も同様であり、均等待遇にはほど遠い状況です。公務・公共サービスを維持・向上させていくためにも、非常勤職員の雇用の安定と均等待遇を実現することを求めます。

以上をふまえ、給与関係閣僚会議において、貴職が下記要求にそって公務労働者の賃金・労働条件の改善に力を尽くすよう求めます。

### 記

- 1、公務員賃金の持つ社会的影響力をふまえるとともに、職員の働きがいや仕事に対する意欲を高めるため、初任給をはじめ公務労働者の賃金・労働条件を積極的に改善すること。
- 2、臨時・非常勤職員の雇用の安定と賃金・労働条件改善で均等待遇を実現すること。
- 3、賃下げのない定年年齢引き上げを実現すること。当面、フルタイム再任用の定員は別枠とするとともに、希望者全員の再任用を保障すること。また、再任用職員の賃金・諸手当は、年金支給開始までの生活を維持するにふさわしく改善すること。
- 4、客観的な勤務時間管理の徹底をはかること。また、長時間労働を是正するために定員を大幅に増やすこと。
- 5、地方自治体、独立行政法人等の賃金決定に介入・干渉をおこなわないこと。
- 6、労働基本権の全面回復など憲法とILO勧告に沿った民主的公務員制度を確立すること。

以上